

令和6年度横浜市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度横浜市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 市 民 病 院 事 業

(1) 病 床 数	650 床
(2) 年 間 入 院 患 者 数	220,642 人
(3) 年 間 外 来 患 者 数	340,200 人
(4) 1 日 平 均 入 院 患 者 数	604 人
(5) 1 日 平 均 外 来 患 者 数	1,400 人

2 脳卒中・神経脊椎センター事業

(1) 病 床 数	300 床
(2) 年 間 入 院 患 者 数	98,185 人
(3) 年 間 外 来 患 者 数	40,581 人
(4) 1 日 平 均 入 院 患 者 数	269 人
(5) 1 日 平 均 外 来 患 者 数	167 人
(6) 短期入所療養介護及び 介護保健施設サービス等利用定員	80 人
(7) 年間短期入所療養介護及び 介護保健施設サービス等利用者数	27,375 人
(8) 年間通所リハビリテーション等 利 用 者 数	8,624 人
(9) 1日平均短期入所療養介護及び 介護保健施設サービス等利用者数	75 人
(10) 1 日 平 均 通 所 リハビリテーション等利用者数	28 人

3 みなと赤十字病院事業

(1) 病	床	数	634 床
(2) 年	間	入院患者数	184,108 人
(3) 年	間	外来患者数	279,818 人
(4) 1	日	平均入院患者数	504 人
(5) 1	日	平均外来患者数	1,152 人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、市民病院事業費用のうち、旧病院解体工事費 1,579,404 千円の財源の一部に充てるため、企業債 1,579,000 千円を借り入れる。

収 入

第1款	市民病院事業収益	33,944,560 千円
第1項	医 業 収 益	31,342,876 千円
第2項	医 業 外 収 益	2,587,571 千円
第3項	特 別 利 益	14,113 千円
第2款	脳卒中・神経脊椎センター 事業収益	9,440,813 千円
第1項	医 業 収 益	6,959,510 千円
第2項	医 業 外 収 益	2,438,021 千円
第3項	研 究 助 成 収 益	20,000 千円
第4項	介 護 老 人 保 健 施 設 収 益	23,282 千円
第3款	みなと赤十字病院事業収益	1,916,890 千円
第1項	医 業 収 益	61,282 千円
第2項	医 業 外 収 益	1,855,608 千円
	合 計	45,302,263 千円

支 出

第1款	市民病院事業費用	36,516,249 千円
第1項	医 業 費 用	33,533,147 千円
第2項	医 業 外 費 用	386,698 千円
第3項	特 別 損 失	1,596,404 千円
第4項	予 備 費	1,000,000 千円
第2款	脳卒中・神経脊椎センター 事業費用	9,738,727 千円
第1項	医 業 費 用	9,236,778 千円
第2項	医 業 外 費 用	141,278 千円
第3項	医 学 研 究 費 用	20,000 千円
第4項	介 護 老 人 保 健 施 設 費 用	40,671 千円
第5項	予 備 費	300,000 千円
第3款	みなと赤十字病院事業費用	1,526,937 千円
第1項	医 業 費 用	1,009,506 千円
第2項	医 業 外 費 用	417,431 千円
第3項	予 備 費	100,000 千円
	合 計	47,781,913 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,388,756 千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

収 入

第1款	市民病院事業資本的収入	1,589,370 千円
第1項	企 業 債	543,000 千円
第2項	一 般 会 計 負 担 金	1,042,570 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
市民病院解体工事費	令和7年度から 令和8年度まで	258,000 千円
市民病院業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	1,000,000 千円
市民病院経費	令和7年度	20,000 千円
市民病院業務委託	令和7年度から 令和10年度まで	200,000 千円
市民病院業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	11,000 千円
脳卒中・神経脊椎センター 医事業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	400,000 千円
脳卒中・神経脊椎センター 医学研修経費	令和7年度	10,000 千円
脳卒中・神経脊椎センター 施設管理委託	令和7年度から 令和8年度まで	15,000 千円
脳卒中・神経脊椎センター 医療機器保守業務委託	令和7年度から 令和10年度まで	170,000 千円
みなと赤十字病院 救急外来拡張工事費	令和7年度	290,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- (1) 起債の目的 施設整備工事費及び医療備品購入費等に充てるため。
- (2) 限度額 4,109,000 千円
- 市民病院
建設改良費等充当企業債 2,122,000 千円
- 脳卒中・神経脊椎センター
建設改良費充当企業債 1,587,000 千円
- みなの赤十字病院
建設改良費充当企業債 400,000 千円
- (3) 起債の方法 ア 市債証券の発行または普通貸借の方法による。
イ 起債の時期は令和6事業年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。
- (4) 利率 年 7.0%以内
ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。
- (5) 償還の方法 ア 起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。
イ 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、10,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用の間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 19,643,721 千円

(2) 交際費 539 千円

(他会計からの補助金)

第10条 事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,125,983千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、20,352,972千円と定める。

(重要な資産の取得)

第12条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種類	名称	数量
(1) 取得する資産	ア 備品	磁気共鳴断層撮影装置	一式
	イ 同上	診療情報システム	一式

令和6年2月9日提出

横浜市長 山中 竹春